

野田市税賦課徴収条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和3年6月25日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第27号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第26条の6第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第28条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第16条第2項及び第28条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第26条の6第1項第2号から第8号まで及び第10号の規定は、所

得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の野田市税賦課徴収条例第26条の6第1項第2号から第8号まで及び第10号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。